

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-規-本専-002	承認日	2015.1.1	1/2
理事会規定					作成者	承認者
					国光 哲夫	原 和人

目的	理事会の開催、及び運営に関して、定款に定めるところにより、以下の通り細目を定める。
----	---

1. (構成)

理事会は、理事をもって構成する。監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

2. (開催)

(1)理事会は原則として2ヶ月に1回以上開催する。

(2)その他、理事長が必要と認めるとき、又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3. (招集)

(1)会議は理事長が招集し、議長となる。

(2)会議を招集するときは、開催の日時、場所、会議の目的たる事項を記載し、5日前までに、文書をもって通知しなければならない。

4. (定足数)

会議は理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5. (議決)

理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委託することができる。この場合は出席したものとみなす。

6. (議題)

(1)理事会の議題は、原則として常任理事会の討議を経て理事長が決定する。

(2)理事は自己の意見を議題として提案することができる。この場合、あらかじめ理事長に、その趣旨を通知するものとする。

7. (権能)

(1)当法人においては総会が最高決定機関であり、理事会は執行機関である。

(2)以下の事項は理事会の議決を経なければならない。

①理事長、副理事長、専務理事、常任理事の選任

②総会の招集、及び総会に付議すべき事項

③総会の議決した事項の執行に関する事項

(予算の執行点検、事業計画の具体化、土地取得、事業所建設など)

④総会の議決した事項の変更に関する事項

(臨時総会開催の判断を含め理事会で協議し、開催しない場合は事後の総会において報告、承認を得るものとする)

⑤管理者の任免(異動は報告事項)

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部-規-本専-002	承認日	2015.1.1	2/2
理事会規定					作成者	承認者
					国光 哲夫	原 和人

- ⑥常任理事会の決定、執行の点検と承認
- ⑦他団体の加入並びに脱退
- ⑧会員の加入脱退・
- ⑨労働協約、就業規則、賃金規定、退職金規程の改廃
- ⑩重要な契約の締結(目程の関係で事後承認含め)
- ⑪資産の管理方法に関する事項
- ⑫協力資金の借入目標、利率の変更
- ⑬協同基金目標
- ⑭その他、理事会において必要と認める事項

8. (責任)

理事は全員平等であり、法人財産の範囲において責任を負う。

9. (改廃)

この規定の改廃は、総会において行う。